



本年度の活動について

本年度も「正確で質の高い事務の提供と学校の活性化」を目指して共同実施を行いました。周防大島町では、事務の効率化・平準化・適正化に向けた取組が大きな柱となっています。全グループで「諸手当認定相互審査」「諸手当確認」「共済組合被扶養者検認」「年末調整相互確認」を行いました。多くの目で確認することでチェック機能が充実し、適正に処理ができました。今後も御理解・御協力をお願いします。

各グループの活動として、東和グループは「町会計事務の手引き」の改訂、橘グループは共同実施研究集録の入ったUSBデータの更新を行いました。大島・久賀グループでは、共同実施だよりの掲載をしてほしいとの声をうけ共同実施会のホームページを作成しました。さらに予算の有効活用を目指した「学校行事用物品一覧表」の作成も行いました。「手引き」「USB」「ホームページ」「一覧表」とそれぞれに必要な情報が盛りだくさんです。是非ご活用ください。



学校徴収金 Q&A

本年度も昨年度に引き続き、町教委の依頼を受け運営責任者により学校徴収金の点検を行いました。その中でいろいろな疑問が出ました。参考にさせていただければ幸いです。

徴収金にかかる計画書はなぜ必要？

「徴収金にかかる計画書」は、保護者等から徴収金を徴収するにあたり、徴収の根拠となるものです。また管理職への起案にもなっています。学校として徴収するものはすべて、最終責任者である校長先生の決裁が必要です。

集金のお知らせは、学級だよりだけではいけないの？

保護者からの徴収金は、教材費・学級費を含めて、“学校”として集金を行うものです。そのため、校長名が入った文書で保護者にきちんとお知らせする必要があります。

収入伺(承認書)は必要？

「収入伺」は、集金したその当日に、入金する金額が間違いないかを“管理職が確認”したことがわかる書類です。また、現金を校内に長期間保管しないことで、不適切な取扱を防ぐことにも繋がります。



徴収(集金)台帳は必要? 集金袋でいいのでは?

集金袋は各家庭と行き来するうちに紛失する可能性もあります。また、集金袋は領収書も兼ねており、最終的には保護者へ渡します。徴収台帳には、〇月分の集金をいつ納めてもらったかの記録となり、関係書類と共に保管が必要です。

他に気をつけることは?

金銭出納帳の記載については、通帳に沿った形で記載するとわかりやすいです。また、領収書が1枚で支出が複数学年等にまたがる場合は、領収書の原本がどこに保存してあるのか明記しておくといいでしょう。基本的に誰が見てもわかるようにしておくことが大切です。



情報管理に細心の注意を払いましょう!

業務が多忙となる時期です。帳簿類はもちろんUSBなどデータの管理や取扱に十分注意をしましょう。パソコン内のファイルの整頓も忘れずに行いましょう。



今年度の「大島 和 輪 話」は今号を持って終了です。御意見御感想などありましたら、所属の事務職員へお知らせ下さい。御愛読ありがとうございました。

1年の計は、3月にあり？！



桜のつぼみがほころぶとともに、年度末・年度当初の忙しい日々がやってきました。多くの事務処理に漏れの無いよう、年度を締めくくりましょう。

◆諸帳簿の確認 記入・押印漏れはありませんか？

- 出席簿
- 指導要録
- 旅行命令簿
- 休暇簿
- など

◆文書・物品の確認

- 公文書・備品は定位置に戻しましたか？
- 個人情報、きちんと削除されていますか？
- 机まわり・ロッカーは片づいていますか？ 不要な物は持ち帰りましょう。

◆家庭環境の確認 状況が変わる方は、事務職員へお知らせください。

- 扶養状況に変化はありませんか？（卒業、就職、22歳以上の子の修学、アルバイトなど）
- 被扶養者のパート勤務契約に、変更はありませんか？
- 住居に変化はありませんか？（契約の更新、家賃の変更、引っ越しなど）
- 給与や旅費の振込口座に 変更はありませんか？

年度替わりは、あっという間に毎日が過ぎていきます。事務処理の一つひとつを、確認しながら確実に行っていきましょう。

家庭環境の変化等についても、忙しさに紛れて、手続きが漏れてしまわないよう、小さなことでも事務職員にお知らせください。

人事異動のある人は…

【通勤手当】 徒歩で2Km以上の距離がある場合は、手当が支給されます。高速道路での通勤は、4月1日から利用し、その日の利用証明書の提出が必要です。

【住居移転】 住居を移転する場合、3月まで借家に住んでいた方は、3月分家賃の領収書が必要です。借家を契約する時は日付に注意しましょう。転入日が4月2日以降になると4月分の手当は支給されません。

【その他】 転勤先に様々な書類を持参します。渡された封筒の中には、履歴書や健康診断票、マイナンバーの記載された扶養控除申告書などが入っています。保管に留意して、必ず転勤先の校長先生に手渡ししましょう。

【担当】 橘地区

